

地区計画等緑地保全条例

(1) 制度概要

屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。【都市緑地法第 20 条】市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場の創出が可能となる。

市町村は、地区計画等緑地保全条例を定めることによって、地区計画等の区域内の現存する緑地に、特別緑地保全地区と同等の規制をかけることができる。一定の行為を行う場合は、市町村長の許可を受けなければならない。

(2) 制定状況

表 (制定一覧) 地区計画等緑地保全条例

都道府県	市区町村	条例名	制定年月日	対象地区名	面積 (ha)
神奈川県	横浜市	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	H22. 6	青葉鴨志田地区	21. 5 (保全対象 7. 4)
			H22. 12	保土ヶ谷仏向町地区	16. 9 (保全対象 7. 1)
			H27. 2	山手町西部文教地区	3. 6 (保全対象 0. 1)
			H27. 2	鶴見一丁目地区	10. 7 (保全対象 0. 3)
			H30. 6	栄上郷町地区	12. 5 (保全対象 2. 1)
			R3. 8	青葉鴨志田西地区	23. 6
沖縄県	南城市	垣花地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	R3. 3. 29	垣花地区	18. 6
合計	2	2		7	107. 4

※ 令和 4 年 3 月 31 日現在